

## 部長会議付議事案書（報告）

（令和6年4月1日）

提案課名 人事課

報告者名 遠藤 一成

事案名	通年での軽装勤務の実施について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 資料 無
提案趣旨	<p>本市では、平成17年度から夏季期間の制限をもって軽装（ノーネクタイ等）を実施していますが、今後は気候や執務環境など個々の事情に応じて、快適で働きやすい服装による勤務を通年で実施するものです。</p>	
概要	<p>現状と課題、他団体等の動きを踏まえ、通年での軽装勤務を実施するものです。</p> <p>1 開始日 令和6年5月1日</p> <p>2 実施内容 職員自らが気候に合わせ、快適で働きやすい服装を選択できるものとし、担当業務の性質や働きやすさ、各自の体調を考慮した服装で勤務します。 なお、議会本会議や市民等外部の方が参加する会議への出席など、TPO（時、場所、場合に即した対応）によって、ネクタイ、上着の着用が必要と考えられる場合を除きます。</p> <p>3 対象職員 全職員（再任用職員、会計年度任用職員を含む）</p> <p>4 導入により期待される効果 (1) 職員個々の事情に応じた服装が選択できることで、職務効率やモチベーションが高まり、市民サービスの向上が期待されます。 (2) ゼロカーボンシティを目指す本市の職員が積極的に取り組んでいる姿勢を示すことで、脱炭素社会に向けた取組みが推進されることが期待されます。</p> <p>5 県内自治体の実施状況 通年での軽装勤務を実施している自治体（11団体） 神奈川県、川崎市、横須賀市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市 大和市、座間市、綾瀬市</p>	

経過	<p>平成17年6月 クール・ビズとして、軽装を認める運用を開始（10月まで）。</p> <p>平成18年6月 市議会の会期中においても、クール・ビズでの出席を認める運用を開始。</p> <p>平成23年5月 クール・ビズ期間の開始を1か月前倒し（5月～10月）。</p> <p>令和2年3月 環境大臣が、令和3年度からはクール・ビズなどについて、一律の期間設定を取りやめ、職員各自の判断で軽装をはじめとした適切な服装の選択を行う方針を出す。</p> <p>令和5年7月 神奈川県が通年輕装化を開始。</p> <p>令和6年2月 職員提案制度において、「通年での軽装勤務（ウェルネス・ビス）の実施」がアイデア提案部門最優秀賞に選出される。</p>
今後の進め方	<p>令和6年4月12日 定例記者会見において、軽装の通年化実施を公表。 掲示物（ポスター）等により実施を周知。 市議会議員への通知</p> <p>令和6年4月16日 議員連絡会で議会局から報告。</p> <p>令和6年5月1日 軽装の通年化を開始。</p>

## 職員の軽装に関する基本的ルール

執務中は、公務に携わる職員として 品位を損なわない節度ある服装であることが大前提です。

時と場所に応じた常識的な服装を原則とし、職員個人が「市民の視線」で客観的に判断し、「市職員としてふさわしい服装」を心がけてください。

### 1 基本原則

- (1) いかなる場面においても、市民や来庁者等に不快感を与えず、かつ職務遂行に支障が生じないように配慮すること。
- (2) 身だしなみは、「清潔」「上品」「控えめ」であること。
- (3) T P O（時、場所、場合に即した対応）によって、使い分けること。

### 2 軽装基準【別表1】

- (1) ノーネクタイ、ノージャケットを可とする。
- (2) ポロシャツを着用する場合は、無地とし、色は、白、黒、紺、グレー等華美でないものとする。
- (3) 胸のワンポイントは、小さいものについては、可とする。
- (4) 色が褪せているもの、変色しているものは着用しない。

### 3 ネクタイや上着を着用する基準【別表2】

- (1) 議会局が開催する会議に市職員が出席する場合
- (2) 市以外が主催する会議等（主催者が認めた場合を除く。）
- (3) その他式典など、社会通念上必要と考えられる場面  
ただし、(1)(2)については、夏季期間（5月～10月）は除く。

### 4 外部への周知

- (1) 通年輕装を行っている旨を市民が訪れる窓口等で周知する。
- (2) 市職員以外の方が参加する市主催の会議等においても、通年輕装を行っている旨を開催案内等で事前に周知する。
- (3) 市が事務局を担っている任意団体や指定管理者などにより管理している施設等について、本市の対応を参考にできるだけ準じた取扱いとする。

別表1 軽装の基準例

服装	可否
ノーネクタイ	○
ノージャケット	○
OMOTAN等秦野市観光協会が販売するブルゾン、シャツ等	○
ポロシャツ（無地、華美でないもの）	○
ポロシャツ（柄があるもの、ボーダーなど）	×
Tシャツ（観光協会や市主催イベント等で発行されたもの）	○
ランニング、ノースリーブシャツ	×
ジーパン（デニム）	×
ハーフパンツ	×
極端に丈の短いスカート	×
スニーカー（黒や白など華美でないもの）	○
サンダル	×

この表を参考に、基本的ルールをもとに判断してください。

別表2 ネクタイや上着を着用する基準例

○：着用、×：不要

区分	会議の例	ネクタイ 着用	上着 着用
議会	本会議（夏季を除く）	○	○
	常任委員会（夏季を除く）	○	○
	議員連絡会（夏季を除く）	○	○
	全員協議会（夏季を除く）	○	○
市以外	総会（夏季を除く）	○	○
	通常の会議	×	○
	イベント等での開会・閉会式	×	○
市主催（事務局）	総会（財産区議会含む）	○	○
	通常の会議	×	×
	会派懇談会	×	×
	イベントでの開会・閉会式	×	×
社会通念	通夜・告別式	○	○
	慰霊式	○	○
	表彰式、記念式典	○	○

※ 時と場所に応じた常識的な服装を原則とし、職員個人が「市民の目線」で客観的に判断し、「市職員としてふさわしい服装」を心がけてください。

※ 軽装を実施する場合は事前に主催者や出席者に通知するなど、誤解を招かないよう配慮してください。